

諮問第336号
自環総発第121019301号
平成24年10月19日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
長 浜 博 行

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）に基づく基準等の設定について（諮問）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第2条及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第43条の規定に基づき、設定が必要な基準等について、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、平成24年9月5日に改正法が公布されたところである。当該改正法においては、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、特に犬猫等販売業者について、犬猫等健康安全計画の策定と遵守、幼齢の犬猫に係る販売等の制限が義務づけられた。また、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加し、都道府県等が犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記する等の規定が設けられた。

さらに、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）は、策定後おおむね5年目に見直すこととされており、当該改正の内容も踏まえた見直しが必要となっている。これらのことから、改正法の施行に必要な省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行う必要がある。

このような状況を踏まえ、改正法に基づく適切な基準等の設定について、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙抜粋)

2. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について

4. 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について